

# 家畜衛生情報 No.7 令和2年 7月 6日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹 2-1

TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 畜産関係者の農家の皆様へのお願い

～海外から口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザなどの  
病気を侵入させないために～

- ① 外国からの肉製品や動物由来製品の持込みは  
原則禁止です！

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の  
発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの  
生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は  
法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。

国際郵便の例



輸入禁止品の例



違法に畜産物を持ち込むと、3年以下の懲役又は300万円以下  
(法人の場合5000万円以下)の罰金の対象になりますので、  
ご注意ください。

＜ご不明点はお問い合わせください！＞

つがる家畜保健衛生所(平日 8:30～17:15) 0173-42-2276

緊急用携帯(平日 17:15 以降、土日祝日) 090-8788-7459

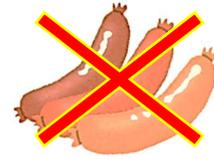
## ② 技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている場合

母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。



ハム

このため



ソーセージ

- ・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員みなさまに確認するようお願いいたします。
- ・また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らないよう**、外国人の従業員の皆様に**周知**をお願いします。
- ・郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに下記までお知らせください。**

農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所 函館空港出張所

TEL : 0138-84-5415

FAX : 0138-84-5416

各国の言語でのご案内については下記サイトをご確認ください

農林水産省動物検疫ウェブサイト

- ・日本語 <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>
- ・英語 <http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>
- ・中国、簡体語 [http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring\\_meat\\_cn.html](http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html)
- ・韓国語 [http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring\\_meat\\_kr.html](http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html)
- ・Q&A集(英語、中国語、簡体語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、フランス語) <http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

# 日本へのSTOP 肉製品は 持ち込禁止



輸入できない畜産物を持っている場合、  
入国が認められないことがあります。



海外から畜産物を違法に持ち込むと、  
3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)  
の罰金の対象になります。  
畜産物には加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。



詳しくは Web で

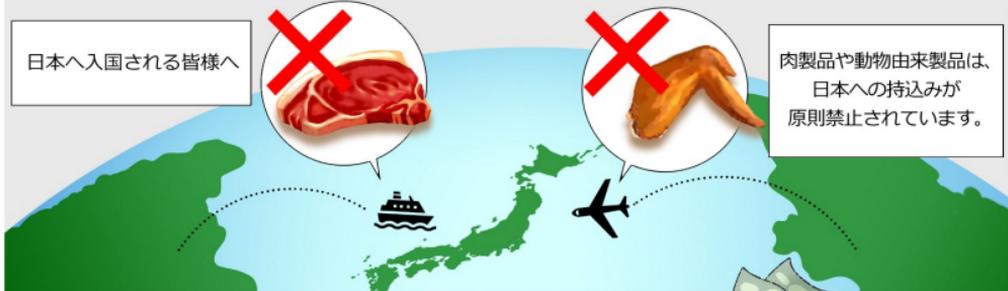
農林水産省 動物検疫所



日本へ入国される皆様へ



肉製品や動物由来製品は、  
日本への持込みが  
原則禁止されています。



少しでも肉を含むものは



罰則の対象です。

海外で使用して汚れた  
作業着、長靴等



持ってこないでください



畜産物を違法に持ち込むと、**3年以下の懲役又は  
300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金**  
の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所  
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省  
検疫探知犬  
Quarantine Detector Dog